

高圧ガス保安法

1 製造施設設置許可申請（冷凍を除く）

1 - 定置式製造設備

手数料は製造設備の処理能力に応じて次のとおり定められています。

（富山県収入証紙を申請書に貼付け、提出して下さい）

これまで高圧ガス保安法の製造許可を取得していない事業所が、新たに許可を取得する場合に適用されます。

完成検査申請の金額は、許可申請の4分の3の金額となります。

製造施設の処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	手数料額(円)	
	設置許可申請	完成検査申請
1000万以上	560,000	420,000
1,000,000以上10,000,000未満	340,000	255,000
500,000以上 1,000,000未満	220,000	165,000
100,000以上 500,000未満	140,000	105,000
25,000以上 100,000未満	110,000	82,500
5,000以上 25,000未満	86,000	64,500
1,000以上 5,000未満	68,000	51,000
200以上 1,000未満	54,000	40,500
100以上 200未満	31,000	23,250

注意点

・同一事業所内に複数の製造設備を設置する場合は、全て合算した処理能力で金額を決めることとなります。

（例1）LPG製造設備：処理能力6万 $\text{Nm}^3/\text{日}$ + 酸素CE：300 $\text{Nm}^3/\text{日}$ の場合

処理能力の合計は60,300 $\text{m}^3/\text{日}$ で、2万5千以上10万 $\text{m}^3/\text{日}$ 未満の範囲に入ることから、許可申請の金額は110,000円、完成検査は82,500円となります。

（例2）第二種製造者(処理能力50 $\text{Nm}^3/\text{日}$)が設備を増設(処理能力400 $\text{Nm}^3/\text{日}$)して新たに第一種製造者（許可対象）となった場合

処理能力の合計は450 $\text{Nm}^3/\text{日}$ で、200以上1千 $\text{m}^3/\text{日}$ 未満の範囲に入ることから、許可申請の金額は54,000円、完成検査は40,500円となります。

1 - 移動式製造設備

製造設備の処理能力に応じて次のとおり定められています。

完成検査申請の金額は、許可申請の4分の3の金額となります。

製造施設の処理能力 (m ³ /日)	手数料額(円)	
	設置許可申請	完成検査申請
1000万以上	91,000	68,250
5,000,000以上10,000,000未満	75,000	56,250
1,000,000以上 5,000,000未満	60,000	45,000
500,000以上 1,000,000未満	44,000	33,000
100,000以上 500,000未満	27,000	20,250
25,000以上 100,000未満	21,000	15,750
5,000以上 25,000未満	16,000	12,000
1,000以上 5,000未満	13,000	9,750
200以上 1,000未満	11,000	8,250
100以上 200未満	7,400	5,550

注意点

- ・ 移動式製造設備の場合、使用する場所でなく、本拠地において許可申請を行うので、本拠地を同じくする製造設備（ローリー等）については、製造能力を全て合算して金額を決めることになります。

(例)液化酸素ローリー：

250,000Nm³/日 + 液化窒素ローリー：120,000Nm³/日の場合

250,000 + 120,000 = 370,000Nm³/日(10万以上50万m³/日未満の範囲内)

設置許可：27,000円 完成検査：20,250円

- ・ 同一事業所に定置式製造設備、移動式製造設備両方を新規に設置する場合には、定置式製造設備の金額を適用します。
- ・ 定置式製造設備の事業所が新たに移動式製造設備を設置する場合は、1 - ではなく、製造施設等変更許可<2 - 移動式製造設備>の手数料表が適用されます。(処理能力は移動式製造設備の能力)
- ・ 工業用(保安法)・民生用(液石法)両方の用途で利用するLPガスのバルクローリーは、液石法第37条の3第1項の完成検査で技術上の基準に適合すると認められる場合は、高压ガス保安法の移動式製造設備の完成検査の手数料は6,100円となります。

2 製造施設等変更許可（冷凍を除く）

2 - 定置式製造設備

変更許可申請については、変更前の処理能力に対する変更後の処理能力の増加分に応じて次のとおり定められています。

完成検査申請の金額は、許可申請の4分の3の金額となります。

増加する処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	手数料額(円)	
	変更許可申請	完成検査申請
1000万以上	370,000	277,500
1,000,000以上10,000,000未満	220,000	165,000
500,000以上 1,000,000未満	150,000	112,500
100,000以上 500,000未満	93,000	69,750
25,000以上 100,000未満	69,000	51,750
5,000以上 25,000未満	61,000	45,750
1,000以上 5,000未満	57,000	42,750
200以上 1,000未満	39,000	29,250
100以上 200未満	26,000	19,500
100未満		
その他（能力増加なし）	16,000	12,000

(例) ポンプの増設：現在 $250,000\text{Nm}^3/\text{日}$ の処理能力の事業所が、 $60,000\text{Nm}^3/\text{日}$ のポンプを増設する場合

$$(250,000 + 60,000) - 250,000 = 60,000 \text{ Nm}^3/\text{日} (= \text{増設ポンプ分})$$

変更許可：69,000円、完成検査：51,750円

注意点

- スクラップアンドビルドの考え方

製造設備の更新の場合は、変更前の処理能力から撤去する製造設備の分を控除した処理能力に対する変更後の増加分を元に手数料額を算出します。
(富山県手数料条例施行規則別表第8項)

(例) ポンプの更新 現在 $250,000\text{Nm}^3/\text{日}$ の処理能力の事業所が、既存の $60,000\text{Nm}^3/\text{日}$ のポンプを撤去し、同能力のポンプを増設する場合

$$250,000(\text{変更後}) - (250,000(\text{変更前}) - 60,000(\text{撤去}))$$

$$= 60,000 \text{ Nm}^3/\text{日} (= \text{増設ポンプ分})$$

変更許可：69,000円、完成検査：51,750円

$$\times 250,000(\text{変更後}) - 250,000(\text{変更前}) = 0 \text{ Nm}^3/\text{日}$$

変更許可：16,000円、完成検査：12,000円ではありません

- その他

配管・処理能力を伴わない設備の更新・変更及び処理能力減少の変更は、その他の変更（許可：16,000円、完成検査：12,000円）として扱います。

2 - 移動式製造設備

変更許可申請については、変更前の処理能力に対する変更後の処理能力の増加分に応じて次のとおり定められています。

完成検査申請の金額は、許可申請の4分の3の金額となります。

増加する処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	手数料額(円)	
	変更許可申請	完成検査申請
1000万以上	65,000	48,750
5,000,000以上10,000,000未満	53,000	39,750
1,000,000以上 5,000,000未満	44,000	33,000
500,000以上 1,000,000未満	31,000	23,250
100,000以上 500,000未満	18,000	13,500
25,000以上 100,000未満	14,000	10,500
5,000以上 25,000未満	12,000	9,000
1,000以上 5,000未満	9,200	6,900
200以上 1,000未満	8,200	6,150
100以上 200未満	5,100	3,825
100未満		
その他(能力増加なし)	3,200	2,400

定置式と同様、ローリーの増車、更新の場合は、増設分の処理能力に応じて手数料額を算出します。(ローリーを同一の処理能力のものに入替える場合は、定置式製造設備のスクラップアンドビルドの考え方と同じ)

注意点

- ・ ローリーのシャーシのみの変更(載せ替え)は軽微変更届となります。
- ・ 工業用(保安法)・民生用(液石法)両方の用途で利用するLPガスのバルクローリーは、液石法第37条の3第1項の完成検査で技術上の基準に適合すると認められる場合は、高圧ガス保安法の移動式製造設備の完成検査の手数料は6,100円となります。

3 保安検査申請（冷凍を除く）

事業所の合計処理能力 (m ³ /日)	手数料額(円)	
	定置式製造設備	移動式製造設備
1000万以上	610,000	95,000
5,000,000以上10,000,000未満	370,000	80,000
1,000,000以上 5,000,000未満		64,000
500,000以上 1,000,000未満	250,000	47,000
100,000以上 500,000未満	150,000	31,000
25,000以上 100,000未満	120,000	22,000
5,000以上 25,000未満	95,000	20,000
1,000以上 5,000未満	75,000	15,000
200以上 1,000未満	60,000	12,000
100以上 200未満	33,000	7,700

注意点

- ・ 保安検査対象の製造設備の処理能力のみ合算し、手数料額を定めます。
なお、CEは3年に1回、空気分離装置は2年に1回の保安検査となるので、検査対象外の年は処理能力から除外します。

4 貯蔵所設置許可

- 4 - 設置許可申請 25,000円
- 4 - 完成検査 18,750円

注意点

- ・ 貯蔵量に関係なく定額です。
- ・ 同一事業所でも、30m以上離れていて、配管で接続されていない場合(同一建屋内のものを除く)は、別の貯蔵所とみなすので貯蔵量は合算しません。

5 貯蔵所変更許可

- 5 - 変更許可申請
 - a 貯蔵量の増加を伴う変更の場合 14,000円
 - b 貯蔵量の変更のない場合、貯蔵量の減少を伴う変更の場合 11,000円
- 5 - 完成検査
 - a の場合 10,500円
 - b の場合 8,250円

6 容器検査所登録

区 分	手数料額(円)
容器検査所の新規登録	16,000
容器検査所の更新登録	"

7 容器に充てんするガスの種類、圧力変更

容器1本あたり 1,400円

8 高圧ガス製造保安責任者免状等交付申請 (円)

区分	交付	再交付	書換え
高圧ガス製造保安責任者	3,400	2,400	-
高圧ガス販売主任者	3,400	2,400	-
液化石油ガス設備士	3,300	2,300	1,200

氏名、住所の書換えが必要なものは液化石油ガス設備士のみ

高圧ガス保安法に定める変更許可と軽微変更届について (参考)

1 - 1 変更許可として扱い、完成検査が必要なもの

(1) 高圧ガス設備の変更に関するもの

- ・ 配管の変更
- ・ 溶接を伴う配管の接続
- ・ 機器(充填機、液面計等)の更新(大臣認定品(大臣認定試験者製造品)及びKHK合格品(高圧ガス保安協会の設備試験合格品)の対象外のもの)
- ・ 処理能力の20%を超える変更を伴う機器の更新
- ・ 移動式製造設備の増車

(2) 保安設備の変更に係るもの

- ・ ガス漏えい検知警報設備の検知器の増設

(3) その他

- ・ 取り扱うガスの種類の変更
- ・ 設備の常用圧力の変更(増加)
- ・ 充てん所の容器置場の変更(移設、拡張等)

1 - 2 変更許可として扱うが、完成検査が不要なもの

(1) 工事を伴わないもの

- ・ 常用圧力の上昇を伴わないガス種の変更

(2) 高圧ガス設備の変更に伴うもの

- ・ 処理能力の変更が、変更前の当該設備の処理能力の20%以内である大臣認定品、KHK合格品、特定設備検査合格品(耐震設計構造物を除く)への取替え
- ・ 独立した設備であって、処理能力が100m³/日(不活性ガス又は空気は300m³/日)未満である製造設備(耐震設計構造物を除く)の追加

2 軽微変更届として扱うもの(例示)

(1) 高圧ガス設備に関するもの

- ・ バルブ、安全弁の大臣認定品への更新であって、既設の設備との間に溶接を伴わないもの
- ・ 配管の更新であって、既設の設備との間の溶接工事を大臣認定試験者が施工した場合
- ・ KHK合格品である機器の更新(処理能力の変更を伴わないものに限る)
- ・ 可とう管の取替え(なお、充てん又は受入れに係るホース、フレキ管は届出不要とする)
- ・ 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事
- ・ 開放検査に伴う仮供給設備の設置

(2) 保安設備の更新に関するもの

- ・ 防消火設備(散水ポンプ)の更新
- ・ ガス漏えい検知警報設備の更新、移設

(3) その他

- ・ 移動式製造設備のシャーシの取替え
- ・ ガス設備(高圧ガス設備、じょ限量1ppm未満のガスが通る部分)の配管の変更

< 参考 > (根拠法令等)

高圧ガス保安法

(製造のための施設等の変更)

第 14 条 第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

一般高圧ガス保安規則

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第 15 条 法第 14 条第 1 項ただし書きの経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 高圧ガス設備(特定設備及びじょ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の取替え(第 6 条第 1 項 13 号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの¹又は保安上特段の支障がないものとして認められたもの²への取替えに限る。)の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの
- 二 ガス設備(高圧ガス設備及びじょ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の変更の工事
- 三 ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事
- 四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事
- 五 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの

1 経済産業大臣が認める者が製造したもの

- ・ 認定試験者の行った試験等に関する認定試験者試験等成績書が添付されたもの
- ・ 高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したもの

2 可とう管(高圧ホース、金属フレキ管等)であって、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したもの

許可及び届出の不要な工事に係る関連通達(H10.4.1通商産業省環境立地局長通達)

製造施設、液化石油ガス貯蔵所、高圧ガス貯蔵所又は消費施設における次に掲げるものについては、許可及び届出の不要な工事として取扱うものとする。

- (1) 圧力計・温度計の取替え(同一方式への取替えに限る)
- (2) 充てん又は受入に係る可とう管(直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る)の取替え
- (3) 高圧ガス(その原料となるガスを含む)の通る部分の設備を構成する部品のうち、耐圧性能又は気密性に直接影響のない部品又はJIS等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え(ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留塔のトレイ、熱交換器の邪魔板等)
- (4) 高圧ガス(その燃料となるガスを含む)の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
- (5) 消耗品(事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る)の取替え

高圧ガス保安法（冷凍設備関係）

冷凍設備に係る申請手数料は次のとおりです。（富山県収入証紙により申請）

1 製造施設設置許可（冷凍）

製造施設の冷凍能力 (法定冷凍トン)	手数料額(円)	
	設置許可申請	完成検査申請
3,000以上	110,000	82,500
1,000以上3,000未満	87,000	65,250
300以上1,000未満	68,000	51,000
100以上 300未満	54,000	40,500
20以上 100未満	36,000	27,000

注意点

- 冷凍機一台で一事業所とみなすので、許可は冷凍機ごとで行います。ただし、ライン、冷水が共通の場合は、共通分の冷凍機の冷凍能力を合算します。（認定指定設備を除く）

(例) 冷凍機 A (175Rt) + 冷凍機 B (100Rt) + 冷凍機 C (45Rt)

A、B、C ライン共通設備の場合

175 + 100 + 45 = 320Rt 許可申請：68,000円、完成検査：51,000円

× A、B 各許可54,000円、完成検査40,500円 Cは届出

- ライン合算の考え方については国の通達があるので、特に注意して下さい。

2 製造施設等変更許可（冷凍）

増加する冷凍能力 (法定冷凍トン)	手数料額(円)	
	変更許可申請	完成検査申請
3,000以上	69,000	51,750
1,000以上3,000未満	62,000	46,500
300以上1,000未満	55,000	41,250
100以上 300未満	38,000	28,500
20以上 100未満	30,000	22,500
20未満		
その他(能力変更なし)	16,000	12,000

注意点

圧縮機を取替えて冷凍能力の変更を伴わないものは、軽微変更届とします。

3 保安検査申請（冷凍）

製造施設の冷凍能力 (法定冷凍トン)	手数料額(円)
3,000以上	120,000
1,000以上3,000未満	95,000
300以上1,000未満	76,000
100以上 300未満	60,000
20以上 100未満	42,000

液化石油ガス法

液化石油ガス法に基づく申請の手数料は次のとおりです。
(富山県収入証紙を申請書に貼付け、提出して下さい)

(円)

販売事業登録		31,000
登録簿謄本交付		630
登録簿閲覧		460
保安機関の認定		34,000 + 保安業務区分 × 6,900
保安機関の更新		14,000 + 保安業務区分 × 6,900
保安機関消費者戸数の増加認可		20,000 + 保安業務区分 × 6,900
保安確保機器 設置等方法の 認定	消費者数1000戸未満	55,000
	消費者数1000～1万戸未満	80,000
	消費者数1万戸以上	110,000
貯蔵施設等設置許可		21,000
貯蔵施設等設置許可完成検査		31,000
貯蔵施設等変更許可		17,000
貯蔵施設等変更許可完成検査		24,000
貯蔵施設等完成検査のうち保安法の検査合格施設		5,800
充てん設備設置許可		28,000
充てん設備設置許可完成検査		36,000
充てん設備変更許可		19,000
充てん設備変更許可完成検査		27,000
充てん設備保安検査		27,000

注意点

- ・ 充てん設備の保安検査は、保安法・液石法の両方で許可を受けた施設は 液石法のみで保安検査申請します。
- ・ 充てん設備の保安検査は、車両1台毎に検査申請します。
- ・ 保安業務区分
保安機関の認定申請を行うに当たっては、保安業務区分の数の考え方は次のとおりです。
保安業務区分の2～4号の認定を受ける場合は、1号の業務を行うことができます。(2～4号のうち、最も少ない一般消費者等の数の範囲に限る)
また、6号の認定を受ける場合は、7号の業務を行うことができます。
(6号の一般消費者等の数の範囲に限る)
従って、2～4号の 5区分の認定を申請すれば、全ての保安業務を行うことができます。

火薬類取締法

区 分		手数料額(円)
火薬類製造営業許可申請		220,000
火薬類販売営業 許可申請	競技用紙雷管のみ	25,000
	その他	110,000
火薬庫設置又は移転の許可申請		73,000
火薬庫の構造又は設備の変更許可申請		8,300
火薬類製造施設完成検査		41,000
火薬庫完成検査	設置又は移転の工事に係るもの	41,000
	構造又は設備変更の工事に係るもの	23,000
火薬庫保安検査		41,000
火薬類譲渡許可申請		1,200
火薬類譲受許可申請	火工品のみ	2,400
	火工品を除く火薬類25kg以下	3,500
	その他	6,900
火薬類運搬証明書交付		2,400
輸入許可申請	火薬類25kg以下	12,000
	火薬類25kgを超える	25,000
火薬類消費許可申請		7,900
丙種火薬類製造保安責任者、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験		12,000
丙種火薬類製造保安責任者、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者免状交付		2,400
丙種火薬類製造保安責任者、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者免状再交付		2,400

武器等製造法

区 分	手数料額(円)
猟銃等製造事業許可申請	85,000
猟銃等販売事業許可申請	73,000
猟銃等製造種類変更許可申請	36,000
猟銃等販売種類変更許可申請	25,000
猟銃等製造工場等移転許可申請	78,000
猟銃等販売店舗移転許可申請	61,000

電気工事業法

区 分	手数料額(円)
電気工事業の新規登録	22,000
電気工事業の更新登録	12,000
登録証の訂正(登録事項の変更届、承継届)	2,200
登録証再交付	2,200
登録簿謄本の交付請求(用紙1枚につき)	600
登録簿謄本の閲覧請求(1回につき)	440

電気工事士法

区 分	手数料額(円)
第一種電気工事士免状交付	5,900
第二種電気工事士免状交付	5,200
電気工事士免状再交付	2,600
電気工事士免状書換え	2,000